昭和47年7月20日 告示第69号

改正	昭和50年11月8日告示第455号	昭和59年5月18日告示第394号
	平成6年7月29日告示第672号	平成8年4月30日告示第474号
	平成12年3月30日告示第271号	平成14年6月25日告示第572号
	平成20年6月27日告示第382号	平成26年6月17日告示第359号
	令和2年6月16日告示第304号	令和3年3月5日告示第99号

競争入札に参加することのできる者の資格に関する要綱を次のように定める。

県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程 (趣旨)

第1条 この告示は、沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)第120条第1項及び第133条第1項の規定により、県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の一般競争入札又は指名競争入札(以下「入札」という。)に参加する者の資格を定めるものとする。

(入札参加の資格)

第2条 入札に参加する者は、競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。) に登録されている 者でなければならない。

(登録の申請等)

- 第3条 前条に規定する登録を受けようとする者は、知事が別に定める競争入札参加資格登録申請書 (以下「申請書」という。)を知事に提出しなければならない。
- 2 申請書の提出は、登録基準年(昭和47年及び同年以降の3年ごとの年をいう。以下同じ。)においては登録基準年の8月1日から同月末日までの期間に行うこととし、当該期間以外の期間においては、登録基準年の9月1日から10月末日までを除き随時行うこととする。ただし、知事が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(登録)

- 第4条 知事は、前条の規定により、申請書の提出を受けたときは、別に定める業種の区分に応じ書 類審査又は実態調査をし、次の各号のいずれかに該当する者以外の者で登録することが適当である と認めた者については、これを名簿に登録しなければならない。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者(被補助人、 被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。)
 - (2) 第3条の申請書及びその添付書類に虚偽の事実を記載した者
 - (3) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合においてこれらを得ていない者
 - (4) 原則として、同種の営業を引き続き1年以上営んでいない者
 - (5) 契約の履行が困難と認められる者
 - (6) 社会保険等(健康保険、厚生年金保険及び労働保険)に加入する義務がある者で、これらに 加入していない者
- 2 知事は、前項の規定により名簿に登録したとき又は登録しないときは、速やかに申請者に対し通知書を送付するものとする。

(登録の有効期間)

- 第5条 登録の有効期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。
 - (1) 登録基準年の8月1日から8月末日までに提出された申請書に係る場合 登録基準年の11月 1日から次回登録基準年の10月31日まで
 - (2) 前号に規定する期間外に提出された申請書に係る場合 登録の日から同日の後最初に来る登録基準年の10月31日まで

(変更の届出等)

- 第6条 登録を受けた者は、次に掲げる事項に変更があったときは、知事が別に定める競争入札参加 資格登録変更届を知事に届け出なければならない。
 - (1) 商号又は名称(営業所の名称を含む。)
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)
 - (4) 営業種目
- 2 知事は、前項の届出があったときは、必要に応じ調査を行い、名簿を変更するものとする。 (登録の取消等)
- 第7条 知事は、登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を取り消すことができる。
 - (1) 第4条第1項第1号から第3号までの規定のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (2) 虚偽又は不正な方法により、登録を受けたことが明らかになったとき。
 - (3) 経営状況が不良と認められるとき。
 - (4) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関し不正の行為をしたとき。
 - (5) 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合したとき。
 - (6) 落札者が契約の締結をすること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (7) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (8) 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。
- 2 知事は、登録を受けた者が第4号から第8号までの規定のいずれかに該当するに至った場合は、 その事実があった後2年間の範囲内で知事が定める期間競争入札に参加させないことができる。
- 3 知事は、前2項の規定により登録の取消し又は競争入札に参加させないことを決定したときは、 速やかにその旨を本人に通知するものとする。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 琉球政府に入札参加業者として登録を受けていた者は、この告示による登録が行なわれるまでの 間県が行なう入札に参加することができる。

附 則(昭和50年11月8日告示第455号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年5月18日告示第394号)

この告示は、昭和59年6月1日から施行する。

附 則(平成6年7月29日告示第672号)

この告示は、平成6年7月29日から施行する。

附 則(平成8年4月30日告示第474号)

- 1 この告示は、平成8年5月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に競争入札の参加資格を有する者は、平成8年7月31日までの間は、入札 参加資格を有するものとする。

附 則(平成12年3月30日告示第271号)

- 1 この告示は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程第4条の規定により登録を受けている者は、改正後の県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程第4条の規定により登録を受けた者とみなし、その者の登録の有効期間は、平成14年9月30日までとする。

附 則(平成14年6月25日告示第572号)

- 1 この告示は、平成14年7月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加

する者の資格に関する規程(以下「旧規程」という。)第4条の規定により登録を受けている者は、 改正後の県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程 (以下「新規程」という。)第4条の規定により登録を受けた者とみなし、その者の登録の有効期間は、平成14年9月30日までとする。

3 この告示の施行前に旧規程の規定によりなされた申請又は届出は、新規程の相当規定によりなされた申請又は届出とみなす。

附 則 (平成20年6月27日告示第382号)

この告示は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成26年6月17日告示第359号)

この告示は、平成26年7月1日から施行する。

附 則(令和2年6月16日告示第304号)

- 1 この告示は、令和2年6月16日から施行する。
- 2 平成29年7月1日から同31日までに提出された申請書に係る登録の有効期間は、改正後の第5条 第1号の規定にかかわらず、平成29年10月1日から令和2年10月31日までとする。

附 則(令和3年3月5日告示第99号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。